令和８年７月　守口市教育委員会定例会

○日　時　　令和８年７月２７日（月）
　　午後３時３０分～午後４時５０分

○場　所　　守口市役所　６階　教育委員会会議室

○出席者

教育委員

教育長職務代理者	杉　岡　佐　緒　理
委　員	中　野　澄

事務局等

教育部長	高橋　幸司	教育部次長兼保健給食課長	瀬尾　邦雄
教育総務課長	酒田　宗利	教育センター長	間宮　大輔
学校教育課参事	森尾　輝義	教育総務課長代理	巽　陽子
学校教育課長代理	山口　喜孝	保健給食課長代理	西山　將司
教育総務課主幹	鮒谷　尚	学校教育課主幹	赤城　敬二
学校教育課主幹	池田　烈	学校教育課主幹	前馬　彰策
教育総務課主任	藤本　智	学校教育課主任	江藤　瑞峰
保健給食課主任	浦畑　怜子		

○付議事件

議案第１７号	守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例施行規則案
議案第１８号	守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案
議案第１９号	令和９年度使用小学校教科用図書の採択について
議案第２０号	令和９年度使用中学校教科用図書の採択について
議案第２１号	令和９年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について
議案第２２号	令和８年度全国学力・学習状況調査及び小学生すくすくウォッチの結果の取扱い（案）について
協議事項１	令和７年度対象　教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について
協議事項２	いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドラインについて
報告事項１	中学校給食調理業務委託事業者の調理工場変更について
報告事項２	守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会の第１回開催について

開会　午後３時３０分

○杉岡教育長職務代理者　　ただいまから教育委員会の定例会を開会いたします。

それでは日程第１、「会期について」、お諮りいたします。

本日の定例会議時間は、午後３時半から５時半までの２時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○杉岡教育長職務代理者　　異議なしと認め、会議時間は午後５時半までの２時間といたします。

それでは次に、日程第２、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は中野委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第３「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に委員の皆様には４月２０日に開催されました教育委員会４月定例会会議録（案）及び５月２５日に開催されました５月定例会会議録（案）を配付いたしております。原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○杉岡教育長職務代理者　　異議なしと認め、教育委員会４月定例会会議録（案）及び５月定例会会議録（案）については承認することといたします。

次に、日程第４、議案第１７号、「守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例施行規則案」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○酒田教育総務課長　　それでは、議案第１７号「守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例施行規則案」につきまして、御説明申し上げます。

本市教育委員会においては、令和８年９月から、学校施設等の目的外使用における利便性と利用率の向上を目的に、学校施設予約システムの導入を行うとともに、新たな施設警備体制構築のため、当該システムと連携したスマートロックシステムを導入

しようとするものです。

これに伴いまして、新たな運用に合わせた現行規則の改正を行おうとするものです。

それでは、内容について、御説明いたします。

議案書２ページから７ページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

なお、８ページから１０ページまでは参考といたしまして、規則の施行後に予定しております要綱改正の案を添付しております。

具体的な内容について、御説明をさせていただきます。

まず、第１条は本規則が条例を補則するものであることを明記しております。

第２条では、予約システム及び鍵管理システムの定義について定めております。

第３条では、使用者登録について定めております。基準等については従来と同様です。

第４条から第６条においては、予約システムを使用した施設予約について定めております。

第７条から第９条では、使用料の納付と、還付についてを定めております。還付の基準は従来と同様です。

第１０条及び第１１条では、減免について定めております。減免基準についても従来と同様です。

第１２条では、使用料を納付しない場合に予約を取り消す旨を規定しています。こちらも従来と同様です。

第１３条及び第１４条では、施設の開錠及び施錠と、鍵の管理について定めております。

鍵の管理は、システムから鍵を取り出した者の責任で行われなければならない点、紛失等の責任の明確化を明記しております。

第１５条では、施設使用者の遵守事項について定めております。

新たに、３号及び４号では、定められた動線の遵守を明記し、第７号では、施設の

異常点検を明記、１４号で鍵の管理を明記しております。

第１６条では、要綱による規則の補則が可能である点を明記しております。

最後に、附則でございますが、本規則は公布の日からの施行とし、経過措置として、当分の間は、使用者は、従前の例による種々の申請ができることとしております。

なお、参考資料の要綱改正案については、大きな変更点はございませんが、第６条の第２項において、優先順位の調整方法として、必要があるときは、予約可能団体、施設、時間等に条件設定できることを新たに追記しています。こちらは、今まで人的に行っていた調整をシステム上で行うため、条件設定が必要となるためです。

以上、誠に簡単ではございますが、「守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例施行規則案」につきまして、御説明させていただきました。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いします。

○杉岡教育長職務代理者　　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

○中野委員　　目的は利便性と利用率の上昇ということですか。

○鮒谷教育総務課主幹　　委員おっしゃるとおりでございまして、現在申請につきましては紙ベースで行っていて、許可書につきましても基本は教育委員会に取りに来ていただかなければならない状況です。ここの利便性を向上するということで、Ｗｅｂ上で申請、許可ができるようになる点において、利便性の向上を第一義としております。また、施設の空き状況等につきましても、今まで電話等で確認したり、こちらに来てもらって聞いてもらう必要があったんですけども、Ｗｅｂ上で確認できるので、空いている施設は使いたい人は使えるという形で利用率の向上を目的としております。

以上でございます。

○中野委員　　いただいた概要版を拝見していると、今、課長が御説明されたのは予約システムのことで、それは確かに慣れれば恐らく利便性や利用率は上昇するんでしょうけれど、スマートロックが入るということで言えば、慣れなければならないとい

う意味では、今までは警備員さんが常駐して解錠してたわけですよね。そこの混乱というのは予想されませんか。

○鮒谷教育総務課主幹　　委員おっしゃるとおり、やはり導入当初というのは非常に混乱が起きるかもしれないなというふうには、我々としても考えております。ただ実際始まっていけば、他市での導入事例というのもございますし、浸透すれば皆さん使っていただけるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○中野委員　　予約システムは確かに便利でしょうけど、この開錠したり戻したりすることについて、使われる方にはこういうふうにするんですよという確認のような周知の仕方っていうのは考えておられますか。

○鮒谷教育総務課主幹　　鍵を自分で開錠して、警備員もいない中で使用するという点で、学校ごとに守ってほしいルールもあります。動線をしっかり定める必要もございますので、各学校の案内図というのを写真入りで作らせていただいて、システム上で確認していただくような形で御案内できればと思っております。

以上です。

○中野委員　　慣れられると本当にスムーズだと思いますので、利便性という言葉が逆に引っかかってですね、もう少し丁寧にしてほしいというようなことにならないような御準備と、それからお取組をお願いしたいなというふうに思ってます。

○酒田教育総務課長　　今、中野委員に御指摘いただきましたとおり、現在は警備員さんが全ての部屋を開けて目的外使用の対応していただいているという形が、これからは使用する方が自らで解錠、施錠していただくという形でいうと、御協力いただきながら学校施設の新たな警備体制の構築を進めていくということになります。事前に説明会等も実施した上で、併せて窓口や電話等でのお問合せにつきましても現在対応しておりますが、運用開始に向けまして使用者さんに混乱が生じないように事務局としても努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者　　今回の導入により先ほどの御説明のように利便性の方はアップするかと思うんですが、スマホだったりパソコンだったり、やっぱり操作が難しいと感じる方もいらっしゃると思いますので、今までどおり書面での受付は可能なのでしょうか。

○鮒谷教育総務課主幹　　今回規則の附則に定めておりますとおり、当面の間、書面による従来の申請というのも受け付けるという形になっております。

以上でございます。

○杉岡教育長職務代理者　　使用される方々の年齢層は幅広いと思いますので、困る方がいらっしゃらないようにホームページに掲載してますだけの案内ではなくて、またプリントなども必要な方には御用意していただいて、市としてフォローしていただけるようにお願いします。

ほかに御意見・ご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、採決いたしたいと思います。議案第１７号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○杉岡教育長職務代理者　　異議なしと認め、議案第１７号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第５、議案第１８号、「守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○山口学校教育課長代理　　それでは、議案第１８号「守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について」説明させていただきます。

議案書、１１ページから１４ページ及び配付しております参考資料を御参照ください。

本規則案は、給特法等の改正に伴う組織的な学校運営及び指導の促進並びに、教員

の処遇改善策として、大阪府において令和９年度から新たな職として「主務教諭」が創設されることを受けて、所要の改正を行おうとするものです。

改訂の内容についてですが、第３条の２に規定されている「教諭（指導専任）」に、主務教諭（指導専任）を追記しようとするものです。

次に、第３条の５及び第３条の６に規定されている「首席」及び「指導教諭等」に、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭を追記しようとするものです。

次に、第４条の３に規定されている「教務主任等の発令」について、大阪府立学校の管理運営に関する規則の第３８条の部分を御覧いただきますと、ここの改正に合わせて整理しようとするものです。

次に、第４条の４に規定されている「その他の主任等」につきましても、大阪府立学校の管理運営に関する規則の第３９条の改正に合わせて、指導教諭を追記しようとするものです。

最後に、附則についてですが、施行日を令和９年４月１日からとするものです。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者　　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

○中野委員　　これ相当難しいんですけれど、難しいというのは、よく似た違う言葉がたくさん出てくるので。まず、教諭っていうのは一般の先生ですよね。教諭と、教諭とつくほかの専門性で言えば、栄養教諭と養護教諭と司書教諭、この４種類で間違いないですかね、いわゆる一般の先生の呼び方は。

○赤城学校教育課主幹　　今、御指摘いただいた一般の呼び方としては、教諭、養護教諭、栄養教諭この３つになるかと思います。司書教諭は、司書、図書室の専門的な役割を果たすということで、一般的な職階の名前ではないという認識です。

○中野委員　　分かりました。先ほどおっしゃった組織的な対応ということをさらに

進めるために、今おっしゃった教諭、栄養教諭、養護教諭という方に、さらにその管理的なとか全体を束ねるというところの役割が追加されたのが主務教諭、主務栄養教諭、主務養護教諭ということですか。

○赤城学校教育課主幹　　委員おっしゃるとおりでございます。今現在は、管理職、校長、教頭で、そこに学校運営上の職階としては首席、首席というのは守口の現状で言いましたら各校に１名ということになっております。それをさらに組織化していくというところで、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭というものを置こうとするものです。

○中野委員　　指導教諭、指導栄養教諭、指導養護教諭というふうに、主務と違うことで指導というのが教諭３種類の上につく場合がありますか。

○赤城学校教育課主幹　　従来の指導教諭、指導養護教諭、指導栄養教諭、指導というものが上についてるものは首席と同じ一つの職階の役職になりますけども、こちらのほうは御自身の専門としているものを校内またはその市内に広げて、広げていくというそういう専門的な指導的な役割ということで、学校運営上の何か重要な位置にあるという捉えではなく専門的な分野で市内に学校に広めていただくと、そういった役職になります。

○中野委員　　そうしたら、一応指導教諭というのは学校の組織というよりはむしろもう少し広い守備範囲で専門性を生かすということですね。そしたら、それでいいですかね。

○赤城学校教育課主幹　　委員おっしゃるとおりでございます。

○中野委員　　そうしたら、学校の中で組織的な対応を促すということで言えば、まず一番上に校長先生、教頭先生の管理職がいらっしゃって、その後に首席という方がいらっしゃって、通常ではその下は教諭と養護教諭と栄養教諭という並びやったところに、その人たちの中でもう少し専門、専門性っていうかその全体を束ねるというようなことで主務というのを置くということで言えば、教諭と首席の間という説明でい

いですか、理解でいいですか。

○赤城学校教育課主幹　　委員おっしゃるとおりでございます。まさに首席と教諭の間に立って、特にその専門分野について調整を行っていくと、そういう役職になります。

○中野委員　　特に学年主任という呼び方とかありますよね、その同じ教諭でありながらその学年主任という役割をやると全体を束ねるという意味で言えば、こういう学年主任のようなイメージが主務教諭になるんですか。

○赤城学校教育課主幹　　委員おっしゃいますように、イメージとしましては、学年主任、今は教務主任、生徒指導主事、進路指導主事といったこの各文章の調整役になるようなものが主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭等になっていくというふうに想定しております。

○中野委員　　今までのところは何となく分かったんですけど、例えば、養護教諭が１人しかいないのに主務養護教諭っていうのと、養護教諭との違いっていうのは何なんですか。

○赤城学校教育課主幹　　養護教諭と主務養護教諭の違いにつきましては、例えば、養護教諭が学校の保健主事として活躍をされている学校も今あります。まさに保健分野での学校内の調整等を行う、そういった方が組織の調整役ということで主務養護教諭というふうなことも考えられますし、また主務教諭のもう一つの役割としましては、若手の人材の育成というところもございますので、当然校内もそうなんですけども、市内全体を見渡したときにその少数職種の中のリーダーとしても活躍いただくと、そういったことも想定しております。

○中野委員　　もう一回、先ほどの教務主任と生徒指導主事の話に戻りますけど、教務主任は学校全体の業務をつかさどってていうことですよね。その人たちは教務主任であると同時に、主務教諭であるという。こんなイメージですね。

○赤城学校教育課主幹　　委員おっしゃるとおりです。ただし主務教諭というものは、

そもそもその分野を調整していくと、そういった役割があることから、主務教諭が教務主任を兼ねるときは一般的な呼び方としては教務担当というふうに呼ばせていただいて、もう委員がおっしゃったところは、もうまさにもうそのとおりなんですが、今回主務教諭という役職ができるに当たっての認識としては、そういうふうなところになります。

○中野委員　　できたら急ぎませんけど一覧にしていただいて、今までの教務主任がこういう場合はこう呼ぶ。その辺りを一度また整理をして教えていただければと思いますので、何かまとめていただけますか。

○赤城学校教育課主幹　　もちろん、この後、御指摘いただいたことをまとめさせていただいて、また提示させていただければと思います。それをまた使って、各校、この主務教諭の制度ができることに対する説明なんかでも必要に応じて活用して、丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○杉岡教育長職務代理者　　ありがとうございます。ほかによろしいですか。

特に御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。議案第１８号につきましては原案どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○杉岡教育長職務代理者　　異議なしと認め、議案第１８号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第６、議案第１９号、「令和９年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○森尾学校教育課参事　　議案第１９号、令和９年度使用小学校教科用図書の採択について、説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書１５ページから２８ページを御参照願います。

教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１

４条並びに同法施行令第１５条第１項の規定により、４年間は、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用している教科用図書は、令和５年度教科書選定委員会規則に基づき採択し、令和６年度より使用しているものとなっております。

従いまして、令和９年度に使用する教科用図書については、１６ページのとおり提案させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○杉岡教育長職務代理者　　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

特に御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。議案第１９号につきましては原案どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○杉岡教育長職務代理者　　異議なしと認め、議案第１９号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第７、議案第２０号、「令和９年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○森尾学校教育課参事　　議案第２０号、令和９年度使用中学校教科用図書の採択について、説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書２９ページから４２ページを御参照願います。

教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条並びに同法施行令第１５条第１項の規定により、４年間は、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

本市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用している教科用図書は、令和６年度教科書選定委員会規則に基づき採択し、令和７年度より使用しております。

従いまして、令和９年度に使用する教科用図書については、３０ページのとおり提案させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○杉岡教育長職務代理者　　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。議案第２０号につきましては原案どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○杉岡教育長職務代理者　　異議なしと認め、議案第２０号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第８、議案第２１号、「令和９年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○山口学校教育課長代理　　議案第２１号「令和９年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について」説明させていただきます。

議案書、４３ページ以降を御参照ください。

学校が令和９年度支援学級に在籍予定の児童生徒につきまして、障がいの状況と保護者の要望を聴取した結果、議案書４４ページから４７ページにございます参考資料に示しておりますとおり、１９名の児童生徒について文部科学省著作教科用図書並びに一般図書の使用について要望がありました。

教育委員会としましても当該児童生徒に対する教育目標を達成する上で、文部科学省著作教科用図書並びに一般図書を使用することがより適切であると考えております

ことから、学校教育法第３４条及び４９条並びに学校教育法の附則第９条に基づき、参考資料に示しております種目における文部科学省著作教科用図書並びに一般図書を提案させていただくものです。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者　　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

○中野委員　　今、教科書について３種類の内容を御説明いただいたんですけれど、支援学級在籍児童生徒の御説明については、ほかの校種が４年間同じ教科書を使いますよということではなくて、単年度の見直しということでよろしいでしょうか。

○赤城学校教育課主幹　　委員おっしゃるとおりでございます。

○中野委員　　当該の１９名の学習状況あるいは一番効果的なものをということで選定されてると思うんですけれど、ちょっとそのプロセスをもう一度教えていただけないですか。

○赤城学校教育課主幹　　今おっしゃっていただいたプロセスについてですが、４月から新しい学年で、支援学級の生徒はそれぞれの個別の教育課程を編成して学習に臨んでおります。その間、学校と保護者のほうで面談、懇談等を繰り返していきながら、次年度どういった、今の状況も鑑みて、次年度どのような教科書を使っての学習というのが望ましいのかという、そういった面談を繰り返し行ってます。きちっと教育委員会のほうから学校のほうにそれを調査しまして、学校のほうから保護者と合意形成をした教科用図書、一般図書等を報告いただいていると、そういったプロセスになります。

以上です。

○中野委員　　その辺り、特別支援コーディネーターが学校にはおられると思うんですけども、その方々の動きっていうのはどんな感じですか。

○赤城学校教育課主幹　　特別支援コーディネーターは、この教科書選定のみならず次年度の適切な学びの場へっていうところに関しましても、学校の懇談で面談であったり保護者の意見、本人の意向等を取りまとめて管理職と必要に応じて、例えば保護者との面談に一緒に入ったり、ケース会議をする場合にそれを取りまとめて意見をしたり、そういったコーディネートを行っております。

以上です。

○中野委員　　恐らくその特別支援コーディネーターや、あるいは支援学級の担任の先生と本人と保護者との学習状況を見ながら緊密な話合いの下で決めてるということであれば一番望ましい形だと思いますので、そういう取組を今後も継続して丁寧にやっていただければと思います。ありがとうございました。

○赤城学校教育課主幹　　御意見ありがとうございます。おっしゃっていただいたように今後も特別支援コーディネーター、特にしっかりとコーディネートをしていただきながら学校組織的に運営していくということを、また市教委のほうからも伝達していきたいと思っております。ありがとうございます。

○杉岡教育長職務代理者　　ほかに御意見・御質問がないようですので採決いたしたいと思います。議案第２１号につきましては原案どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○杉岡教育長職務代理者　　異議なしと認め、議案第２１号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第９、議案第２２号、「令和８年度全国学力・学習状況調査及び小学生すくすくウォッチの結果の取扱い（案）について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○森尾学校教育課参事　　それでは議案第２２号、「令和８年度全国学力・学習状況調査及び小学生すくすくウォッチの結果の取扱い（案）について」説明申し上げます。

議案書の５７ページから５９ページを御参照ください。

今年度は、両調査ともに４月２３日に全校参加により実施いたしました。

中学校の英語については、各校の指定された日程でタブレット端末を使用するＣＢＴ方式で実施いたしました。

全国学力・学習状況調査の結果は各校へ７月１６日に提供されました。中学校英語の「話すこと」調査の結果については、９月以降に提供される予定です。

また、すくすくウォッチについては７月９日に提供されました。

内容に入ります前に、１点御説明いたします。

同調査の実施要領に「市町村教育委員会において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能である」ということや「市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容・方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位づけは行わない。」などの配慮事項が示されております。そのことを踏まえ、内容を御説明いたします。

最初に基本的な考え方を示した上で、調査結果の取扱いは、次のとおりとします。

市教育委員会の調査結果の公表については、市、府、全国の教科に関する調査及び質問調査の結果概要を広報誌やホームページを通じて公表する方法を考えております。

次に、各学校の調査結果の公表については、時期を例年どおり１０月中とします。

内容については次の６点を含めて公表することとします。

１点目、調査目的。

２点目、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること。また学校における教育活動の一側面であること。

３点目、教科に関する調査の平均正答率または平均正答数。

４点目、質問調査において成果や課題が見られる回答状況。

５点目、分析結果。

６点目、分析結果を踏まえた今後の改善方策の６点です。

４点目について、全国学力・学習状況調査の結果公表について、児童生徒質問調査【３９番】の掲載を必須としますのは、本市が学力向上の成果指標として設定している項目と同様のものであることから、各校の取組みの進捗を説明する上で重要な項目と考えているためです。

結果の公表方法につきましては、学校が家庭・地域に対し結果を示すことで、学校・家庭・地域がより一層連携し取組を推進できるよう、各校の学校だより等による公表を考えております。

また、調査の結果の取扱いについては、保護者・地域への説明責任を果たす意味から、これまで同様に慎重に判断していきたいと考えております。

今後につきましては、本日御決定いただいた内容を基に、８月の教育委員会定例会で市全体の結果概要案を協議いただき、その後校長会等からの意見を踏まえながら、９月の教育委員会定例会で結果概要を決定の上、公表に向け進めてまいりたいと考えております。

以上、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○杉岡教育長職務代理者　　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

○中野委員　　説明は分かりました。８月にまた市全体の結果を見せていただけるということなんですけども、ちょっと先に懸念を申し上げますと、数値が上がった、これはこういう理由です、数値が下がった、これはこういう理由ですということで言えば、恐らくそれは市全体としたらそうかもしれないけど、全部の学校が上がっているのだったらそれでいいと思うんですよね。上がったり下がったりしてるということを抜きにして、市全体の動向だけで話すことが本当に学校と比べてとかあるいは市全体のことを反映してるかどうかっていうのがちょっと分かりにくいので、教育委員会事務局としてこういう取組をしましたと、図に出ていなかったとしても御説明の中でち

ょっといただけたりできないかとお願いしておきます。

○前馬学校教育課主幹　　ありがとうございます。おっしゃっていただきましたとおり、各学校の改善傾向が見られる事例や、また取組に対して結果がなかなか芳しくない状況、またそれが市の全体の傾向と同様の場合、また違う場合、様々なケースが今の返ってきた結果を見る中でも見受けられますので、全体の結果概要にどこまで公表できるかというところについては慎重に判断するものの、おっしゃっていただいたところ、学校の取組がどのようなことにつながったのかということが、市民の皆様にも少なくとも皆さんに分かっていただけるように、公表の方法として検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者　　お聞きしたいんですが、公表の仕方内容についてなんですが、前回とほぼ同じというふうに考えてよいのでしょうか。

○前馬学校教育課主幹　　おっしゃるとおりでございます。

○杉岡教育長職務代理者　　過去の校長会などで、公表の仕方についての御意見などがもしあったのなら教えてください。

○前馬学校教育課主幹　　教育委員会の公表資料についての意見というよりかは、各学校が学校だより等で公表していく上で、どのような項目を入れればより保護者の方や地域の方に分かっていただけるかということで、様々御検討されてるお声をいただいております。例えば、正答数や正答率なんかについても非常に重要なデータであるものの、地域の方や保護者の方には生活習慣などについても、もっとお伝えできたらよいのではないかということで、その割合やボリュームなどについて様々の御意見いただいたりだとか御相談いただいているところでございます。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者　　ありがとうございます。ほかによろしいですか。

ほかに御意見・御質問がないようですので採決いたしたいと思います。議案第２２

号につきましては原案どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○杉岡教育長職務代理者　　異議なしと認め、議案第２２号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、協議事項に移ります。

協議事項１「令和７年度対象教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」の説明をお願いします。

○酒田教育総務課長　　令和７年度対象の市教育委員会点検・評価に関する報告書（案）について、御説明いたします。議案書とは別のファイルになりますので、そちらのほうの資料のほう御確認いただきますよう、お願いいたします。

教育委員会には、法律により、毎年の事務の点検及び評価と、結果報告書の作成及び公表が義務づけられております。

今般、令和７年度事務を対象とした報告書の素案を作成いたしましたので、教育委員の皆様に内容について御協議いただくものです。

では、令和７年度対象の点検・評価に関する報告書について御説明いたします。

素案の作成に当たっては、事務局において点検評価検討委員会を開催し、令和６年度から７年度の「めざす守口の教育」に掲げる各取組みをベースとして、評価項目を作成することを決定いたしました。

その後、各課で所管部分を作成したものを事務局で取りまとめ、素案としております。

続きまして、内容を簡単に説明させていただきます。

報告書の様式につきましては、昨年度作成分からの変更はございません。

１ページから３ページには、点検・評価の趣旨や、対象と評価方法、学識経験者の紹介、委員会の組織及び構成などを記載しております。

４ページから６ページには「教育委員会会議の開催状況及び審議案件」として、会

議の開催状況と審議案件を記載しております。

７ページは、教育費の決算を年度別に記載しております。

８ページは、点検評価に関する評価基準を記載しております。

９ページからは、「めざす守口の教育」に掲げる５つの基本方針ごとに重点項目を記載し、関係の取組みについて評価を行っております。

例えば１０ページから１１ページでは、基本方針１の重点項目１「健康・体力づくりの充実」について、関係の取組みと目標、令和７年度末時点の数値、自己評価、改善点を記載しております。

うち、自己評価の欄には、現時点の課題や「めざす守口の教育」に記載している方策の進捗、その他の取組みについて記載しております。

改善点の欄には、自己評価を踏まえ今後、重点的に取り組む内容を記載しております。

「学識経験者の意見」につきましては、重点項目ごとに掲載することとしております。

また「図表及び注釈」がある場合、まとめて重点項目の最後に掲載しております。

報告書は「めざす守口の教育」と同様、学校教育分野と社会教育分野について記載しており、学校教育分野は基本方針４つに対して１１の重点項目、社会教育分野は基本方針１つに対して１つの重点項目となっております。

各取組みの目標につきましては一部、学識経験者からの助言を踏まえ、取組みの経過も含めた適切な評価ができるよう「めざす守口の教育」から変更しているものがございます。

７月１６日（木）に学識経験者の木村先生（桃山学院大学人間教育学部人間教育学科准教授）と林先生（龍谷大学文学部哲学科教育学専攻教授）をお招きし、第２回点検評価検討委員会を行いました。

今後の予定としましては、学識経験者及び教育委員の皆様の御意見を反映したもの

を８月の教育委員会定例会に諮り、御議決をいただき完成、という見通しです。

完成した報告書につきましては、９月の守口市議会定例会に提出し、併せて図書館等各施設への設置及びホームページ等を通じて公表する予定でございます。

教育委員の皆様には、期間が短く大変恐縮ではございますが、８月７日（金）をめどにメールにて御意見等をいただき、最終案に反映させたいと考えております。

以上、誠に簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者　　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

では私のほうから、今回数値に関しては、令和６年と令和７年の比較ではなくて令和５年と令和７年の比較が載っているかと思うのですが、これはなぜ令和５年と令和７年なのか教えてください。

○酒田教育総務課長　　令和６年度から７年度にかけて、めざす守口では２か年度の目標を掲げており、それに対してこの点検評価のほうを実施しているため、令和５年度との比較というのを令和７年度につきましては入れさせていただいたということでございます。

○杉岡教育長職務代理者　　点検評価の中には、その説明文とかは載る予定でしょうか。

○酒田教育総務課長　　今御指摘いただいたとおり、分かるように記載したいというふうに思います。

○杉岡教育長職務代理者　　ありがとうございます。あと、この数値の比較ですね、今回やっていただいてるようにこの比較がすごく分かりやすいかなというふうに思っているんですが、中には毎年少しずつですが改善しているという項目もあるかと思います。評価が「△」だけではもったいなく感じてしまうので、そういった項目は例えば実績に対する評価欄の中だけでも数年分並べてみるとか、徐々に上がってるんだよっていうのを見ていただく機会にしてもいいのかなというふうには思うんですが、御

検討いただけたらと思います。

○酒田教育総務課長　　御意見ありがとうございます。数字につきまして、できる限り基準として見やすいものになりますので、載せられる部分は載せていきたいなというふうに思っております。どの項目についてかは、また種々の御意見いただきながら全てのものっていうことではなくて、検討してまいりたいというふうに思います。

○中野委員　　例えば、１１ページの健康保持増進する生活習慣づくりのところの下から２つ目の欄、取り組んだ内容及び実績に対する評価ってあるじゃないですか。これを我々が読むときに、これ主語は教育委員会なのかそれとも個別の学校なのか、それが混じってるのかっていうところをまずちょっと確認したいんですけど、どうですか。

○酒田教育総務課長　　こちらにつきましても、主語が教育委員会か学校かというので毎回ちょっと議論になる部分ではあるんですけども、項目ごとに混じっているというのが現状でございます。教育委員会で取り組んだこと、学校で取り組んだこと、どちらも記載している部分がございます。

以上でございます。

○中野委員　　そうしたら、実績に対する評価は、各学校がやったことに対して各学校が評価するんですか。それとも学校はそれぞれやってることはやってるんだけれど、評価としては教育委員会事務局としての一定の評価を当てはめてるのか、そこの評価という言葉に対してはどんなイメージですか。例えばね、取り組んだ内容及び実績に対する評価の２つ目全市立学校で云々って書いてあるじゃないですか。それは全学校でやってるんだから、その評価は恐らく教育委員会としてやるんやと思うんですよね。ところが、例えば４つ目の朝食喫食の確保のためこの啓発を行ったというのは、全市の学校じゃないんですよね。やってない学校はそれについては何の評価も当然しないということでいいですか。

○森尾学校教育課参事　　中野委員のおっしゃるとおりでございます。一番最後のこ

の項目については、朝食の喫食のための保健だよりや食育だよりは全校でやっていても、例えば保護者への啓発っていうのは、各学校によってやっていってたり、やっていない学校がある中で、その学校独自で評価していると。行っている学校については、その学校で独自に評価しているという項目もございます。

○中野委員　　となると、改善策のところの一つ、継続してって書いてあるわけです。ところが継続しているというのは、やった学校だけのことですよね。何かこれ一番初めに継続してっていうふうに読むと、全部の学校でやってそれを全部が継続するんかみたいになるんですけれど、恐らくそうでもないんですよね。この辺りどうなんですか。

○酒田教育総務課長　　中野委員おっしゃっていただいたとおりでございまして、正確にはやってる学校につきましては継続してやっていくと、やってない学校につきましては実施している学校の取組みを参考に次年度以降取り組んでいくとか、そういった書きぶりのほうが正しいのかなと思いますので、御指摘いただいた内容を精査してまいりたいと思います。

○中野委員　　精査までは難しいと思うんですけど、一つの提案として、例えば、取り組んだ内容及び実績に対する評価に黒ポツが４つあるでしょう。この黒ポツを全体でやってるときは四角、特定の学校がやってるときは星とかに変えるだけでもちょっと違うんちゃうかなと思うので、これは全体でやってるのか、個別の学校でやってるのか、事務局が働きかけてるかっていうことが印で見て分かる、できたらその印と下の文言とか、この順番ぐらいは一緒になるというぐらいの整え方ができるんであれば、一般の方が見られたときのミスリードしないように思うんですけどね。いかがでしょうか。

○酒田教育総務課長　　今御提案いただきました記載方法ですね、それも含めて、まず全体でやってること、各個別の学校でやってることっていうのを精査した上で、見る人が見やすい形、限られた時間の中で精査していきたいというふうに思いますので、

また御意見等いただければと思います。ありがとうございます。

○中野委員　　では、一度私がマークつけてみます。それが合ってるんかどうかを見てもらうということでどうですかね。

○酒田教育総務課長　　ありがとうございます。事務局で整理していきますので、中野委員が全部やっていただかなくても、こんなイメージでというので分かるかとは思います。

○中野委員　　いつまでにやったらいいですか。

○酒田教育総務課長　　全体の御意見につきましては、先ほど言いました８月７日となっているんですけども、一例をなるべく早くいただけたらというふうに思っております。

○杉岡教育長職務代理者　　なるべく早くということなので、よろしくお願いします。では、またこの件については先ほど御案内いただきました８月７日までに、またメールで御連絡差し上げるということでお願いします。

次に、協議事項２、「いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドラインについて」の説明をお願いします。

○森尾学校教育課参事　　いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドラインについて説明させていただきます。

議案書の６１ページから６５ページを御参照ください。

本市ではこれまで、いじめ重大事態が発生した際の調査報告書の公表について、法令や国の指針等を踏まえながら、その都度個別に判断してまいりました。しかしながら、近年、重大事態への対応に対する社会的関心が高まる中で、被害児童生徒や御家族への配慮を最優先としながらも、市民に対する説明責任や再発防止に向けた教訓の共有をどのように図るべきかについて、より明確な考え方を整理しておく必要があると考えました。

そのため、「いじめ防止対策推進法」や文部科学省の「いじめの重大事態の調査に

関するガイドライン」の内容を基に、本ガイドラインを作成いたしました。

それでは、構成と内容を説明させていただきます。

議案書の６３ページを御参照ください。

１では、ガイドラインの目的としていじめ防止対策推進法第２８条第１項に基づき、重大事態に係る調査結果の適切な取扱いを確保し、児童生徒の権利、利益を保護することを示しております。

２では、本市として、公表の判断には事案の内容や重大性、関係者の意向、公表による影響などを総合的に判断し公表の有無について検討することという基本的な考えを示した上で、公表することの意義や公表に伴う配慮事項等についてまとめております。

議案書の６４ページに移りまして３では、被害を受けられた対象児童生徒・保護者や当該の事案に関わった関係児童生徒・保護者へ、調査結果の概要の説明や、公表の目的を丁寧に説明することや必要に応じて弁護士等の意見を聴取し、判断の参考にすることを示しております。

４では、市の公式ホームページに公表するといった公表方法や調査報告書を基に、個人情報の取扱いとして、個人が特定される情報を含めないことや、関係者の権利や利益を害するおそれがある情報を含めない「公表版」を作成すること。原則として公表期間は３か月間とすることを示しております。

議案書の６５ページに移りまして５では、市長にいじめ重大事態に関する調査の報告書を提出した後、市長による再調査の判断が行われてから公表を行うまでの流れについて示しております。

以上が本ガイドラインの構成と内容でございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○杉岡教育長職務代理者　　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

○中野委員　　こういうガイドラインをきちんと示すっていうのは、恐らく被害加害の児童生徒あるいは保護者に関しても随分有効な手だてやとは思います。その上でですね、例えばこのガイドラインと違うことを御要望されるといったときに、ガイドラインが優先するのか、被害児童生徒やその保護者に寄り添ってということのほうが優先されるのか、その辺りのイメージはどんな形ですか。

○江藤学校教育課主任　　今委員から御指摘いただいた点につきましては、やはり被害を受けられた児童生徒、保護者の意向であったり思いというものを最大限配慮すべきものだとは考えております。しかしながら、今回の公表につきましては、やはり個人情報であったり、プライバシーまた人権等の視点からも勘案する必要がございますことから、やはり最優先に被害児童生徒、保護者を置きながらも、そうした法令等につきましては十分配慮を行った上で、そちらについても丁寧に説明して対応していくことを考えております。

以上でございます。

○中野委員　　様々な思いがあっていろいろと御要望されますけど、それをガイドラインに沿ってある程度で調整しなければならないということもあろうかなというふうに思います。このガイドラインを使いながら、御要望と可能な範囲というのを調整していただければと思うんですけど、もしそのガイドラインを超えたようないろんな内容を、その状況に応じて公表あるいは何か特別な配慮をしなければならないときというのは、この教育委員会議で諮られるもんですか、それとも事務局の御判断でされるのか、その辺り、ちょっとそういうことがあるのかどうか分かりませんけれど、念のため確認したいと思いますが。

○江藤学校教育課主任　　ただいま委員からお話しいただいた点につきましては、やはり内容にもよると思っていますが、やはり最大限被害児童生徒であったり保護者に寄り添った対応しようと思ったときには、事務局の中での検討及びまた法的な視点からの相談、また公表ということに係るものでありますので、やはり場合によっては教

育委員の委員さんへの協議をお願いすることも、そちらについては考えているところでございます。

以上でございます。

○中野委員　　結果を先に出してから我々に承認というよりは、その途中のことを教育委員会会議に示して、私は例えば生徒指導の専門性ということでここにおりますので、その辺りの意見を聞いていただきながらそれを踏まえて事務局としてやっていただくということのほうが、恐らくチェック機能として重要ではないかなと思いますので、ガイドラインについては賛成しますけれど、個々の事案については、その都度必要に応じて我々のほうへ御報告いただくということでお願いします。

○江藤学校教育課主任　　ありがとうございます。今言ってくださったように、やはりその都度御報告と、あとはやはり内容について確認いただきながら、しっかりと被害保護者、被害児童生徒に寄り添ったものが作っていけるように努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者　　私からも質問させてください。言葉の確認なんですが、対象児童生徒っていうのが被害を受けられた側の児童生徒と考えていいのかっていうのと、関係児童生徒っていうのはいじめを行った側の児童生徒と、あと何らかの関係があるような方々全員というふうに考えたらいいのか教えてください。

○江藤学校教育課主任　　今言ってくださったとおりでございます。対象児童生徒につきましては、本事案の被害を受けられた児童生徒と、関係児童生徒につきましては、いわゆるいじめの事案等を行った可能性のある児童生徒として整理しております。しかしながら今回ガイドラインの中では、関係する全ての児童生徒というふうに、やはり対象の児童生徒、関係の児童生徒、またその事案に関わったその他の児童生徒についても、やはり書かせていただいていることから、児童生徒の分類としましては、３つ整理を行っているところでございます。

以上です。

○杉岡教育長職務代理者　　ちょっと説明の中で私が聞き漏らしたかもしれないんですが、このガイドラインについてはホームページで公表される予定というのはあるんでしょうか。

○江藤学校教育課主任　　こちらのガイドラインにつきましては、市の方針として作らせていただくものだと考えておりますので、今回公表するものと併せてこちらのガイドラインも公表することも検討しているところでございます。

以上でございます。

○杉岡教育長職務代理者　　ほかによろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項に移ります。

報告事項１、「中学校給食調理業務委託事業者の調理工場変更について」の説明をお願いします。

○西山保健給食課長代理　　それでは、報告事項１、「中学校給食調理業務委託事業者の調理工場変更について」御説明いたします。

恐れ入りますが、議案の６７ページから６９ページまでを御参照ください。

本件は本年４月に、中学校給食調理業務委託を受注している株式会社万福より、令和８年度２学期から、設備面・運用面ともに、現在の工場よりも衛生管理レベルが高い神戸工場へ、製造工場を変更したいとの申出があったものでございます。

現在の平野工場に比べて移動距離は遠くなりますが、移動時間は高速道路を利用することで約１時間と大きく変わらず、各学校での配膳時間等に変更は生じないとのことでございました。

これを受けまして、現地確認を含め、検討させていただきましたが、まず移動時間・配送体制につきましては、名神高速道路をはじめ、阪神高速の神戸線や湾岸線など複数の迂回ルートが存在しております。所要時間は約１時間とアクセスも非常によく、配送における移動の安定性は十分に確保されていることを確認しております。

また、工場内の現地確認におきましても、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調

理施設衛生管理マニュアル」に基づいた適切な運用が行える体制であることを確認いたしました。

以上、神戸工場におきましても確実に安全な業務履行が可能であると確認いたしましたので、令和８年度２学期より、製造工場を変更させていただく予定となっております。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者　　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

神戸御影給食センターでは、他市の学校給食も作られているんでしょうか。

○西山保健給食課長代理　　現在、神戸市と豊中市がこの工場で給食を作ってもらっております。

○杉岡教育長職務代理者　　ほか、よろしいですか。

次に、報告事項２、「守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会の第１回開催について」の説明をお願いします。

○西山保健給食課長代理　　それでは、報告事項２、「守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会の第１回開催について」御説明いたします。

恐れ入りますが、議案の７０ページ及び７１ページを御参照ください。

現在、令和９年２学期からの全員喫食制中学校等給食の実施に向け、事業を進めているところですが、７月３１日開催予定の事業者プロポーザル選定委員会につきまして、報告させていただきます。

委員は、予定どおり学識経験者２名、弁護士、税理士、企画財政部長、教育長職務代理者事務委任者の６名となっております。

第１回の会議では、次第案にありますとおり、主に募集要領案及び仕様書案について審議をいたします。その後、第２回の会議におきまして、応募事業者の応募資格の確認結果並びに事業者プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法等について、第

３回の会議におきまして、事業者プレゼンテーション、ヒアリング及び審査について、審議いたします。

スケジュールといたしましては、７１ページのとおり、第１回の開催後、８月中旬に公告、９月中旬を応募書類の提出締切とし、１０月上旬に第２回会議、１０月中旬に第３回会議、１１月上旬に契約締結を予定しております。

また、調理業務委託事業者の選定と併行して、中学校給食施設改修工事実施設計業務委託、給食費管理システム導入業務委託を実施し、令和９年度夏季休業中にランチルームの改修工事を行い、令和９年度２学期から、全員喫食制中学校給食の開始を予定しております。

なお、さつき学園後期課程におきましては、令和９年度４月から、自校方式による全員喫食制給食を開始し、八雲中学校におきましては、八雲学園の開校に合わせて、自校方式による全員喫食制給食の開始を予定しております。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○杉岡教育長職務代理者　　説明が終わりました。何か御意見・御質問はございませんか。

○中野委員　　今、最後に御説明されたランチルームの改修っていうのは、予算を伴うことですけどこれは計画どおり進みますか。

○西山保健給食課長代理　　今現在のランチルームの改修工事については実施設計業務委託を進めているところでして、その設計業務を今年度中に完成させまして、今現在予定ですけれども１２月補正で工事の予算を債務負担で上げようとしているところでございます。

○杉岡教育長職務代理者　　ほか、よろしいでしょうか。

本日の日程は以上でございます。

それでは、本日の定例会を閉会いたします。

閉会　午後４時５０分